

第5章 計画の推進

1 計画の進行管理と評価

この計画の推進にあたっては、各事業の進捗状況について毎年度点検・評価を行い、その結果を公表します。

この計画で定めた事業見込量が実際の状況と大きくかい離した場合等は、必要に応じて計画期間中に計画の見直しを行います。

点検・評価及び本計画の見直しに関しては、「米沢市子ども・子育て会議」で審議を行います。

2 計画の推進体制

この計画を円滑に効果的に推進するために、事務局を設置します。事務局は、この計画に関連する部署の職員で構成し、子育て支援担当部署を事務局とし連携を図ります。

<計画推進に係る合議制機関>

①子ども・子育て会議	②次世代育成支援 対策地域協議会
※ 次世代育成支援計画から継承した事業及び新・放課後子ども総合プランに係る事業についても審議するため、①が②の機能を併せ持つ。	

<計画推進体制>

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">子ども・子育て会議事務局</div> 健康福祉部 健康福祉部子ども課 教育委員会 教育管理部社会教育課／教育指導部学校教育課				
子ども・子育て 基本的支援 推進課	新・放課後子ども 総合プラン 推進課	地域と家庭 の教育対策 推進課	母と子の 健康促進 推進課	仕事と家庭の 両立支援対策 推進課
こども課 健康課	こども課 教育総務課 社会教育課 学校教育課	社会教育課	社会福祉課 こども課 健康課	こども課 商工課
※ 事業は、推進課の責任において推進する。 ※ 推進課において、他部局等との連携の必要があると判断した場合、子ども・子育て会議事務局にその連携に係る支援等を要請する。				